

報告第1号～第5号

令和4年2月21日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
報告第 2 号	専決処分の報告について	5
報告第 3 号	専決処分の報告について	9
報告第 4 号	専決処分の報告について	13
報告第 5 号	専決処分の報告について	17

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年12月24日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

149,633円

2 和解の相手方

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和3年11月24日、国府町地内の市が管理する道路において、職員が路肩の除草作業を行っていたところ、草刈機により小石をはね、当該道路を南進中の相手方車両の右後部座席の窓ガラスを損傷したもの

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

令和3年12月23日、加佐登町地内の鈴鹿フラワーパークにおいて、相手方の子が健康遊具で遊んでいたところ、当該健康遊具が破損し、後頭部及び左頬を負傷したもの

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

令和3年10月19日、三日市町地内の市道算所347号線において、職員が救急自動車を運転中、交差点に進入した際、当該交差点に左方から進入してきた相手方車両の右前部に当該救急自動車の左側面が接触したもの

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年1月27日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

(1) 住所地

[REDACTED]

(2) 最後の住所

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) 氏名

[REDACTED]

2 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。

(2) 被告は、原告に対し、金343,233円並びに①令和3年6月29日から本判決言渡日まで1か月金53,500円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金53,500円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金107,000円の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階
みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市個人情報保護条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市個人情報保護条例の一部改正について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年１月３１日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 号

鈴鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例

鈴鹿市個人情報保護条例（平成 15 年鈴鹿市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 事業者 法人その他の団体（国，独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）），地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第16条及び第44条において「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）・（2） 略 （3） 事業者 法人その他の団体（国，独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）），地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第16条及び第44条において「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

(4)～(8) 略 (適用除外) 第59条の2 略 2 略 3 第2章第2節から第4節までの規定は、法律の規定により<u>個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定の適用を受けないこととされる個人情報</u>については、適用しない。	(4)～(8) 略 (適用除外) 第59条の2 略 2 略 3 第2章第2節から第4節までの規定は、法律の規定により<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報</u>については、適用しない。
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。